			AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.003 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003 AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.003 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.002

第十二条第五項の表市町村の項第七号算式Ⅱ中「1,820円」を「1,780円」に改め、同号算式Ⅱの符号B中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号αを「別表第３の11(3)」を「別表第３の11(2)」に改める。

第十二条第五項の表市町村の項第八号算式を次のように改める。

			算式 $\frac{B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{24}(G_n\times H_n)}{+\sum_{n=12}^{24}(I_n\times J_n)+\sum_{n=12}^{24}(K_n\times L_n)+\sum_{n=14}^{24}(M_n\times N_n)+\sum_{n=18}^{22}(O_n\times P_n)+\sum_{n=21}^{23}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=18}^{24}(S_n\times T_n)+\sum_{n=20}^{24}(U_n\times V_n)+W\times0.6+X+Y+Z\times0.7+AA\times0.5+AB\times0.5+AC\times0.3+\sum_{n=12}^{24}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=12}^{24}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=12}^{24}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=14}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=18}^{22}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{24}(AN_n\times AO_n)+\sum_{n=21}^{23}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=18}^{24}(AR_n\times AS_n)+\sum_{n=20}^{24}(AT_n\times AU_n)+AV\times0.6+AW}{898,000円}\times A$

第十二条第五項の表市町村の項第八号算式の符号G_n中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$H_{15}=0.0473$」を「$H_{15}=0.0468$」に、「$H_{16}=0.0526$」を「$H_{16}=0.0522$」に改め、同号算式の符号H_{17}中「0.0376」を「0.0374」に、「0.0558」を「0.0552」に改め、同号算式の符号H_{18}中「0.0391」を「0.0389」に、「0.0531」を「0.0526」に改め、同号算式の符号H_{19}中「0.0390」を「0.0387」に、「0.0540」を「0.0535」に改め、同号算式の符号H_{20}中「0.0398」を「0.0396」に、「0.0463」を「0.0459」に改め、同号算式の符号H_{21}中「0.0120」を「0.0392」に、「0.0116」を「0.0447」に改め、同号算式の符号H_{23}の次に次のように加える。

			H_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0076 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0074

第十二条第五項の表市町村の項第八号算式の符号I_n中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「$J_{12}=0.0441$」を「$J_{12}=0.0434$」に、「$J_{13}=0.0449$」を「$J_{13}=0.0442$」に、「$J_{14}=0.0262$」を「$J_{14}=0.0260$」に、「$J_{15}=0.0202$」を「$J_{15}=0.0200$」に、「$J_{16}=0.0226$」を「$J_{16}=0.0224$」に改め、同号算式の符号J_{17}中「0.0161」を「0.0160」に、「0.0239」を「0.0237」に改め、同号算式の符号J_{18}中「0.0168」を「0.0167」に、「0.0228」を「0.0226」に改め、同号算式の符号J_{19}中「0.0167」を「0.0166」に、「0.0231」を「0.0229」に改め、同号算式の符号J_{20}イ中「0.0198」を「0.0197」に改め、同号算式の符号J_{21}中「0.0051」を「0.0168」に、「0.0050」を「0.0191」に改め、同号算式の符号J_{23}の次に次のように加える。

			J_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0032 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0032

第十二条第五項の表市町村の項第八号算式の符号K_n中「学校教育施設等整備事業債」の下に「(発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)」を加え、「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{15}=0.0202$」を「$L_{15}=0.0200$」に、「$L_{16}=0.0226$」を「$L_{16}=0.0224$」に改め、同号算式の符号L_{17}中「0.0161」を「0.0160」に、「0.0239」を「0.0237」に改め、同号算式の符号L_{18}中「0.0168」を「0.0167」に、「0.0228」を「0.0226」に改め、同号算式の符号L_{19}中「0.0167」を「0.0166」に、「0.0231」を「0.0229」に改め、同号算式の符号L_{20}イ中「0.0198」を「0.0197」に改め、同号算式の符号L_{21}中「0.0051」を「0.0168」に、「0.0050」を「0.0191」に改め、同号算式の符号L_{23}の次に次のように加える。

			L_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0032 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0032

第十二条第五項の表市町村の項第八号算式の符号M_n中「学校教育施設等整備事業債」の下に「(発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)」を加え、「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$N_{16}=0.0150$」を「$N_{16}=0.0149$」に改め、同号算式の符号N_{17}イ中「0.0159」を「0.0158」に改め、同号算式の符号N_{18}中「0.0112」を「0.0111」に、「0.0152」を「0.0150」に改め、同号算式の符号N_{19}イ中「0.0154」を「0.0153」に改め、同号算式の符号N_{20}中「0.0114」を「0.0113」に、「0.0132」を「0.0131」に改め、同号算式の符号N_{21}中「0.0034」を「0.0112」に、「0.0033」を「0.0128」に改め、同号算式の符号N_{23}の次に次のように加える。

			N_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0022 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0021